

## 常務理事候補者の公募要項

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、次により常務理事候補者を公募します。

### 1. 本協会の概要

#### (1) 業務の内容

本協会は、障がい者のスポーツの振興とその他社会復帰の援助をはかり、もってわが国障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行っています。

- ①障がい者のスポーツ大会の開催及び奨励
- ②障がい者のスポーツ指導者の育成
- ③障がい者スポーツ団体及び関連団体との連絡調整
- ④障がい者のスポーツに関する相談及び普及啓発
- ⑤国際パラリンピック委員会及び国際的な障がい別競技団体の事業への参画
- ⑥国際障がい者スポーツ大会への選手、役員の派遣及び成績優秀者の表彰
- ⑦障がい者スポーツ選手の競技力の強化
- ⑧障がい者スポーツに関する調査研究
- ⑨障がい者スポーツの広報
- ⑩事業に必要な財源調達のための知的所有権の管理及び商標提供
- ⑪その他この法人の目的達成に必要な事業

前記の事業については、本邦及び海外においても行うこととしています。

#### (2) 所在地

東京都中央区日本橋人形町 2-14-9 三星ビル 5 階

### 2. 公募する職種等

#### (1) 公募する職種

常務理事候補者(理事候補者) 1 名

常務理事候補者(理事候補者)は、定款に基づき、①評議員会による理事選任、②理事会による常務理事選任の各手続きを経て、常務理事に就任することとなります。

#### (2) 常務理事に就任した場合の職務、勤務条件等

ア 職務 会長及び副会長を補佐し、本協会の日常の事務を処理する。

イ 勤務形態 常勤

ウ 報 酬 役員等の報酬規程による(平成 26 年度 年額 約 860 万円)  
エ 任 期 平成 26 年度定時評議員会終結時から平成 27 年度定時評  
議員会終結時まで  
(補欠選任となるため、任期は前任者の残任期間となります。)

### 3. 応募、選考方法

#### (1) 応募者の資格

- ① 就任時において満 70 歳未満であること
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律法第 65 条(役員の資格等)に規定する者は応募出来ない(末記の「参考」を参照)。
- ③ 障がい者スポーツ・障がい者福祉分野に関する十分な知識と経験を有し、国や関係諸団体との円滑な渉外や調整業務等を着実に実施するとともに、経営運営改善に強い意欲を持ち、諸課題に対しリーダーシップを発揮し的確に対処できる経験と実行力を備えていること。

#### (2) 応募方法

##### ① 応募方法

ア 履歴書(JIS 規格の履歴書用紙)

学歴、職歴、取得資格、健康状態等を詳細に記載し、3 か月以内に撮影した写真(縦 4.5 cm × 横 3.5 cm)を貼付してください。

イ 自己アピール書(A4 判、1,600 字程度「横書き」)

##### ② 提出方法

応募書類を簡易書留により、下記に郵送して下さい。なお、封筒の表に「役員応募」と朱書きして下さい。

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-14-9 三星ビル 5 階

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 総務部総務課

##### ③ 応募期限

平成 26 年 4 月 22 日(17 時必着)

#### (3) 選考方法

本協会に常務理事候補者選考委員会を設置し、書類選考により常務理事候補者(理事候補者)を選考します。

なお、必要に応じ面接選考を行う場合もあります。

#### (4)選考結果の通知

応募者全員に結果を通知します。

#### 4. その他

- (1) 応募書類の返却はいたしません。
- (2) 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。
- (3) ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

#### 《参考》

##### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

##### (役員の資格)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。

三 この法律若しくは社会法の規程に違反し、又は民事再生法第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)。